

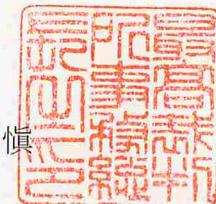
最高裁秘書第1849号

令和3年6月17日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書の開示についての通知書

4月13日付け（同月15日受付、第030095号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり情報を提供することとしましたので通知します。

記

1 提供する司法行政文書の情報等

令和3年2月研修教材第29号「倒産実務講義案（改訂版）」抜粋（片面で1枚）

2 提供の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）

破産管財人の報酬

破産管財人の職務は、複雑多岐にわたり、その処理には相当な労力及び時間を要するため、その職務遂行の対価として破産管財人に報酬請求権が与えられており、その額は、破産裁判所が定める（破 87 I, 破規 27）^(注2)。破産裁判所が報酬額を決定する際には、破産管財人が収集した財団の規模を基礎として、管財業務の難易、財団増殖や早期処理に関する功績、配当額及び配当率との均衡等の諸事情が考慮される。

破産管財人の報酬は、「破産財団の管理、換価及び配当に関する費用」として破産法の財団債権（後掲第2章第2参照）に該当するため（破 148 I ②），破産債権に優先して、破産財団から隨時支払われ得る。ただし、一般的には、配当が実施される場合には中間配当又は最後配当の許可時に、異時廃止の場合には廃止の申立てがあったときに、報酬の決定及びその支払がされる。

（注2） 報酬額の決定は、破産管財人のみならず、破産債権者及び破産者にとっても重大な関心事となるため、その決定に対しては、これら利害関係人が即時抗告を申し立てることができる（破 87 II）。